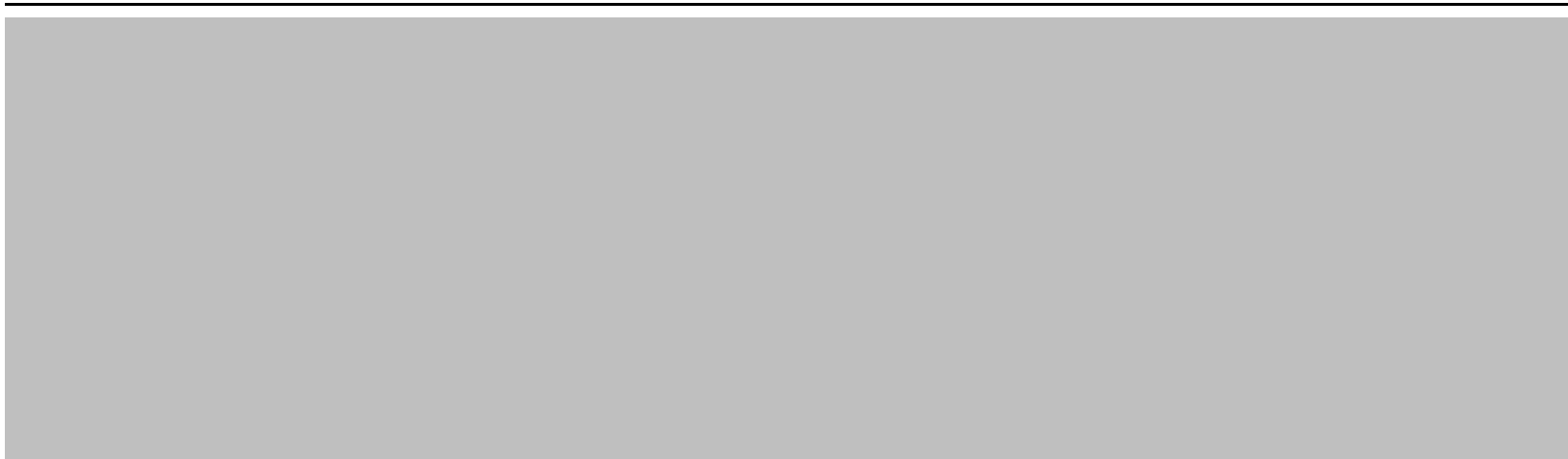


中間まとめ(案)の両論併記による法制化 を認めるべきではないこと

弁護士 森 亮二

根拠のない意見でも両論併記
でいいのか？



根拠のない意見でも両論併記でいいのか？

中間まとめ(案)83頁

これらのことから、ブロッキングが合憲といえるのは、①具体的・実質的な立法事実裏付けられ、②重要な公共的利益の達成を目的として、③目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、④他に実効的な手段が存在しないか事実上困難な場合に限られ、当該基準を満たす場合にはブロッキングの法制化は合憲であると考えられる。

本検討会議では、現在の状況下で上記違憲審査基準を元にあてはめを行うと、①については、海賊版サイトによる被害の額や諸外国における導入の状況につき多くの疑問が呈されていることから、「具体的・実質的な立法事実の裏付け」があるとはいえず、また、④についても、前記第2章2.(1)ないし(3)および同3.(1)ないし(4)において検討したとおり、「他に実効的な手段が存在しないか事実上困難」とは言えないから、少なくとも以上の2点について当該基準を満たしているとはいえず、ブロッキングの法制化は合憲であるとはいえないため、法制化の検討は停止すべきとの見解があった。

法制化否定論

根拠のない意見でも両論併記でいいのか？

中間まとめ(案)83頁

一方で、海賊版サイトによる被害が各推計で少なくとも数十億円単位に上ると見られていることや「第3章2.(1)諸外国における制度について」のとおり主要諸外国の多くで導入事例があることに鑑みると、詳細な被害額や一部諸外国の導入状況に関する疑問のみをもって①が否定されるとは言えず、また第2章に掲げた他の海賊版対策についても権利者のみによって可能なものは限られ、アクセスプロバイダその他第三者の任意の協力を必要とするものが多いことや、現時点で十分な効果が得られることが確実であるとは断言できないことに鑑みると、他の対策が奏功する可能性があることのみをもって④が否定されるとも言い切れないことから、他の海賊版対策の強化と並行して法制度の具体的な案を作成する作業が行われるべきであり、その上で当該法制度を支える立法事実の存否を詳細に確定すること(①)や他の手段の実効性に関する評価(④)を含め、上記違憲審査基準の下での最終的な合憲性の判断が行われるべきとの見解もあった。

法制化肯定論

根拠のない意見でも両論併記でいいのか

中間まとめ(案)83頁－立法事実

詳細な被害額や一部諸外国の導入状況に関する疑問のみをもって①が否定されとは言えず、

□ 数十億円 ⇒ 3000億円

が「詳細な被害額」の疑問？

□ 42カ国中15カ国に決定的な疑問あり

が「一部諸外国の導入状況」？



被害額と諸外国の導入状況は、決定的な立法事実だったはず。他に一体どんな立法事実があるのでしょうか？

根拠のない意見でも両論併記でいいのか

中間まとめ(案)83頁－他の手段


また第2章に掲げた他の海賊版対策についても権利者のみによって可能なものは限られ、アクセスプロバイダその他第三者の任意の協力を必要とするものが多いことや、現時点で十分な効果が得られることが確実であるとは断言できないことに鑑みると、他の対策が奏功する可能性があることのみをもって④が否定されるとも言い切れない

- 他の手段に関する基準は、
「他に実効的な手段が存在しないか事実上困難」
- 「権利者のみによって可能なものは限られ」ていても
- 「第三者の協力を必要とする」ものでも
- 「現時点で十分な効果が得られることが確実とは断言できない」としても
他の実効的な手段が存在しないか事実上困難とはいえない。


根拠のない意見でも両論併記でいいのか

中間まとめ(案)83頁－他の手段

また第2章に掲げた他の海賊版対策についても権利者のみによって可能なものは限られ、アクセスプロバイダその他第三者の任意の協力を必要とするものが多いことや、現時点で十分な効果が得られることが確実であるとは断言できないことに鑑みると、他の対策が奏功する可能性があることのみをもって④が否定されるとも言い切れない

- むしろ、仮に現時点で「他に実効的な手段が存在しないか事実上困難」であることがはっきりしているのならば、

- 「第2章に掲げた他の海賊版対策」を実施することは無意味ということになる...

第4章について



第1項目が両論併記でないのはなぜか？

○ブロッキングについては、他に方法が無い場合に限定し、その可能性を排除しない。(ただし、ここでの「他の方法」の詳細については、意見の一致を見ていない。)



- 「可能性を排除しない」とする意見と「可能性を排除すべき」という意見があった、とされるべきだったのでは？

第1項目

○ブロッキングについては、他に方法が無い場合に限定し、その可能性を排除しない。(ただし、ここでの「他の方法」の詳細については、意見の一致を見ていない。)

↓

- 「可能性を排除しない」には合意しません。共同意見書のとおり、半数の委員は、ブロッキングの法制化には違憲の疑いがあり、他の手段の実効性を検証するまで進めるべきではないと考えています。
- 「意見の一致を見ていない」のは、「他の方法の詳細」についてではなく、ブロッキングの法制化そのものです。

9

第8回提出スライド

第2項目が両論併記でないのはなぜか？

○正規版流通の環境整備に加えて、海賊版サイトに対して緊急に対応することができるようにするため、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、フィルタリングの強化、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、著作権教育・意識啓発等については、関係者が連携して直ちに切り掛かる。



- 「取り掛かるべきである」という意見と「法制化を進めつつ取り掛かるのは不公平であり適当でない」という意見があった、とされるべきだったのでは？

第2項目

○正規版流通の環境整備に加えて、海賊版サイトに対して緊急に対応することができるようにするため、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、フィルタリングの強化、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、著作権教育・意識啓発等については、関係者が連携して直ちに切り掛かる。



- ブロッキングの法制化の検討を進めながら、他の手段について、関係者が「直ちに切り掛かる」のは不公平です。いったんブロッキングの法制化の議論を凍結し、その後に協力を呼びかけるべきです。

第8回提出スライド

もっとも第4章の両論併記には反対です

第4章の原案はすべて削除し、検討会議として合意することができた以下の諸点を記載すべきである。

- ① ブロッキングの法制化については、法律を専門とする全委員の間で、現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致をみたこと。
- ② ブロッキングの法制化に固執することが民間同士の協力を妨げている状況が認識されたこと。
- ③ ①②の点から、ブロッキングの法制化については一旦見送った上で、民間の協力においてブロッキングを除く対策を総合的に推進すべきであること
- ④ 第3章は、本中間まとめの参考情報であること

おわり
